

全国理容生活衛生同業組合連合会

「理容こども 110 番の店・見舞金補償制度」実施要綱

第 1 条（目的）

本要綱は、全国理容生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」といいます。）が行う「理容こども 110 番の店・見舞金補償制度（以下「見舞金補償制度」といいます。）」について必要な事項を定めることにより、組合員が安心して「理容こども 110 番の店」制度に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

第 2 条（見舞金補償制度の実施）

連合会は、見舞金補償制度を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施します。

第 3 条（理容こども 110 番の店の登録）

理容こども 110 番の店の登録は、連合会所定の名簿に当該建物の住所および登録者の氏名を記載することにより行います。

第 4 条（見舞金補償責任期間）

理容こども 110 番の店を登録した日から、連合会の指定する更新日までの期間とします。

また、更新日までに更新手続きを行った場合には、さらに次の更新日まで延長します。

ただし、登録を抹消した場合には、抹消日をもって終了します。

第 5 条（定義）

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１）理容こども 110 番の店

連合会の組合員の建物で、こども等（女性、お年寄りを含む）が犯人・不審者（以下「犯人等」といいます。）から避難する目的で連合会に登録された建物

（２）登録者

理容こども 110 番の店に居住または所有する者で、理容こども 110 番の店を組合に登録した者（法人を含みます。）

（３）傷害見舞金の補償対象者

傷害見舞金の補償対象者（以下「補償対象者」といいます。）は次のとおりとします。

イ 理容こども１１０番の店が住宅の場合

当該住宅の登録者、当該住宅に居住する登録者の親族（６親等以内の血族および３親等以内の姻族。ただし、内縁の妻を含みます。）、登録者の別居の未婚の子および当該住宅の来訪者

ロ 理容こども１１０番の店が店舗（店舗併用住宅を含みます。）の場合

当該店舗の登録者、当該店舗で事業を行う者、その使用人および当該店舗の来訪者。

ただし、当該建物が店舗併用住宅の場合は、さらに当該建物に居住する登録者の親族も含みます。

（４）建物損害見舞金の補償対象物

建物損害見舞金の補償対象物（以下「補償対象物」といいます。）は理容こども１１０番の店、およびその付属建物、付属設備、収容動産（自動車、原動機付自転車を除く。）とします。

第６条（見舞金補償制度適用事故）

見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）傷害事故

こども等が犯人等から避難する目的で理容こども１１０番の店に避難した時点から１週間以内に、犯人等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいいます。

（２）建物損害事故

こども等が犯人等から避難する目的で理容こども１１０番の店に避難している間に、犯人等から補償対象物が物的危害を受ける事故をいいます。

第７条（見舞金補償制度の適用除外）

① 傷害事故の適用除外

第６条第１号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害見舞金を支払いません。

（１）補償対象者の故意

（２）補償対象者の親族の故意

（３）補償対象者の使用者または使用人の故意

（４）補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

（５）補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な

運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (7) 補償対象者の妊娠、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
ただし、傷害見舞金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 補償対象者に対する刑の執行
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (12) 前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
- (14) 頸部症候群^{けい}または腰痛で他覚症状のないもの

② 建物損害事故の適用除外

第6条第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた建物損害に対しては、建物損害見舞金を支払いません。

- (1) 補償対象者または補償対象物の所有者の故意
- (2) 補償対象者または補償対象物の所有者の親族の故意
- (3) 補償対象者または補償対象物の所有者の使用人または使用人の故意
- (4) 補償対象者または補償対象物の所有者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 補償対象者または補償対象物の所有者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- (7) 補償対象物の瑕疵
- (8) 補償対象物の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび変色その他類似の事由またはまたはねずみ食い、虫食い等
- (9) 補償対象物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- (10) 建物損害事故に起因しない補償対象物の電氣的事故または機械的事故

- (11) 補償対象物である液体の流出
- (12) 補償対象物の置き忘れまたは紛失
- (13) 補償対象物に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- (14) 補償対象物に対する修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (15) 詐欺または横領によって補償対象物に生じた損害
- (16) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損
- (17) 楽器の音色または音質の変化
- (18) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (19) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (20) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第 8 条（傷害見舞金の支払）

① 死亡見舞金

- (1) 補償対象者が第 6 条第 1 号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、別表 1 記載の死亡・後遺障害見舞金額の全額（同一事故に対してすでに支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡・後遺障害見舞金額からすでに支払った金額を控除した残額）を死亡見舞金として支払います。
- (2) 前項の傷害には、有毒物質の吸入、吸収または摂取により生ずる中毒症状を含みます。以下において同様とします。

② 後遺障害見舞金

- (1) 補償対象者が第 6 条第 1 号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じたときは、死亡・後遺障害見舞金額に別表 2 の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害見舞金として支払います。
- (2) 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し前号の規定を適用し、その合計額を支払います。
また、別表 2 に該当しない後遺障害については、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表 2 の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害見舞金の支払額を決定します。
- (3) すでに身体に障害のあった補償対象者が第 6 条第 1 号の事故により傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表 2 のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応す

る別表 2 の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払います。
ただし、すでにあった身体の障害が本要綱に基づく後遺障害見舞金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対する割合から、すでにあった身体の障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害見舞金を支払います。

- (4) 前各号の規定に基づいて、支払うべき後遺障害見舞金の額は、同一事故に対して死亡・後遺見舞金額をもって限度とします。

③ 入院見舞金

- (1) 補償対象者が第 6 条第 1 号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、別表 1 記載の入院見舞金額の全額を入院見舞金として支払います。
- (2) 同一事故に対して入院見舞金の支払いは 1 回限りとし、かつ、すでに支払った通院見舞金がある場合は、入院見舞金額から通院見舞金額を控除した金額を入院見舞金として支払います。

④ 通院見舞金

- (1) 補償対象者が第 6 条第 1 号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合は、別表 1 記載の通院見舞金額の全額を通院見舞金として支払います。
- (2) 同一事故に対して通院見舞金の支払いは 1 回限りとし、かつ、すでに支払った入院見舞金がある場合には通院見舞金は支払いしません。

第 9 条（建物損害見舞金の支払）

補償対象物が第 6 条第 2 号の事故により損害を被ったときは、その損害額を建物損害見舞金として支払います。（支払うべき建物損害見舞金の額は、同一事故に対して別表 1 記載の建物損害見舞金額をもって限度とします。）

第 10 条（事故の報告義務）

- ① 補償対象者または登録者は、第 6 条の事故発生後、速やかに警察署へ被害届を提出し、当該事故の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および事故の程度を組合に報告しなければなりません。
- ② 補償対象者または登録者が連合会の認める正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、見舞金を支払いません。

第 11 条（見舞金の請求）

- ① 補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）または補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から 1 年以内に別表 3 に掲げる書類のうち連合会が求めるものを提出しなければなりません。
- ② 連合会は、別表 3 に掲げる書類以外の書類を求めることがあります。
- ③ 補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）または補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）が、前 2 項の書類を提出しなかったとき、または提出書類にしている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払いません。

第 12 条（見舞金の支払）

連合会は補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）または補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）が第 11 条の規定による手続きをした日からその日を含めて 30 日以内に見舞金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、見舞金を支払います。

第 13 条（事故の判定）

連合会の理事長は、当該事故について見舞金補償制度の支払対象事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、こども 110 番見舞金補償制度事故判定委員会を設置し、当該委員会に諮問するものとします。

第 14 条（代位）

連合会が見舞金を支払った場合でも、補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）または補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）がその損害について第 3 者に対して有する損害賠償請求権は、連合会に移転しません。

第 15 条（その他）

- ① 本要綱は、連合会および損害保険会社が合意の上、定めるものとします。本要綱を改正する必要性が生じた場合も同様とします。

附 則

本要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行します。